

山形県手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現行	改正案
(手数料の徴収)	(手数料の徴収)
第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。	第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。
(1)～(434) ー略ー	(1)～(434) ー略ー
(434)の2 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習	(434)の2 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習
(435)～(461) ー略ー	(435)～(461) ー略ー
(462) 警備業法第5条第5項の規定に基づく認定証の再交付	(462) 削除
(463) 警備業法第7条第1項の規定に基づく認定証の有効期間の更新の申請に対する審査	(463) 警備業法第7条第1項の規定に基づく認定の有効期間の更新の申請に対する審査
(464) 警備業法第11条第3項の規定に基づく認定証の書換え	(464) 削除
(465)～(473) ー略ー	(465)～(473) ー略ー
(474) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第5項の規定に基づく認定証の再交付	(474)から(478)まで 削除
(475) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第3項の規定に基づく認定証の書換え	
(476) 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成18年法律第60号)第4条第3項の規定に基づく同条第1項の規定による届出があったことを証する書面の交付	
(477) 探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第3項の規定に基づく同条第2項の規定による届出があったことを証する書面の交付	
(478) 探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第3項の規定に基	

づく届出があったこと
を証する書面の再交付

2 一略一
別表

火薬類運搬証明書交付手数料、銃砲等又は刀剣類所持許可申請手数料（消防職員が人命救助の用途に供するため救命索発射銃を所持する場合に係るものを除く。）、銃砲等又は刀剣類の所持に係る認知機能検査手数料、猟銃等講習手数料、クロスボウ講習手数料、猟銃操作等技能検定手数料、猟銃操作等技能講習手数料、国際競技参加外国人の銃砲等又は刀剣類所持許可申請手数料、銃砲等又は刀剣類所持許可証書換え手数料（消防職員が人命救助の用途に供するため救命索発射銃を所持する場合に係るものを除く。）、銃砲等又は刀剣類所持許可証再交付手数料（消防職員が人命救助の用途に供するため救命索発射銃を所持する場合に係るものを除く。）、猟銃等又はクロスボウ所持許可更新申請手数料、射撃教習資格認定申請手数料、射撃練習資格認定申請手数料、年少射撃資格認定申請手数料、年少射撃資格認定証書換え手数料、年少射撃資格認定証再交付手数料、年少射撃資格講習手数料、クロスボウ射撃練習資格認定申請手数料、古物営業許可申請手数料、古物営業許可証再交付手数料、古物営業許可証書換え手数料、古物競りあっせん業業務実施方法認定申請手数料、質屋営業許可申請手数料、質屋営業所移転許可申請手数料、質屋管理者新設等許可申請手数料、質屋営業許可証書換え手数料、質屋営業許可証再交付手数料、核燃料物質等運搬証明書交付手数料、核燃料物質等運搬証明書書換え手数料、核燃料物質等運搬証明書再交付手数料、確認事務委託対象法人登録申請手数料、確認事務委託対象法人登録更新申請手数料、駐車監視員資格者証交付申請手数料、駐車監視員資格者講習手数料、駐車監視員資格者認定申請手数料、駐車監視員資格者証書換え交付手数料、駐車監視員資格者証再交付手数料、特定自動運行許可申請手数料、特定自動運行計画変更許可申請手数料、運転経歴証明書交付手数料、運転者特定任意講習手数料、認知機能検査員講習手数料、警備業認定申請手数料、警備業認定証再交付手数料、警備業認定証有効期間更新申請手数料、警備業認定証書換え手数料、警備員指導教育責任者資格者証交付申請手数料、警備員指導教育責任者講習手数料、警備員指導教育責任者資格者証書換え手数料、警備員指導教育責任者資格者証再交付手数料、現任警備員指導教育責任者講習手数料、機械警備業務管理者資格者証交付申請手数料、機械警備業務管理者講習手数料、機械警備業務管理者資格者証書換え手数料、機械警備業務管理者資格者証再交付手数料、自動車運転代行業認定申請手数料、自動車運転代行業認定証再交付手数料、自動車運転代行業認定証書換え手数料、探偵業届出証明書交付手数料、探偵業変更届出証明書交付手数料及び探偵業届出証明書再交付手数料

2 一略一
別表

火薬類運搬証明書交付手数料、銃砲等又は刀剣類所持許可申請手数料（消防職員が人命救助の用途に供するため救命索発射銃を所持する場合に係るものを除く。）、銃砲等又は刀剣類の所持に係る認知機能検査手数料、猟銃等講習手数料、クロスボウ講習手数料、猟銃操作等技能検定手数料、猟銃操作等技能講習手数料、国際競技参加外国人の銃砲等又は刀剣類所持許可申請手数料、銃砲等又は刀剣類所持許可証書換え手数料（消防職員が人命救助の用途に供するため救命索発射銃を所持する場合に係るものを除く。）、銃砲等又は刀剣類所持許可証再交付手数料（消防職員が人命救助の用途に供するため救命索発射銃を所持する場合に係るものを除く。）、猟銃等又はクロスボウ所持許可更新申請手数料、射撃教習資格認定申請手数料、射撃練習資格認定申請手数料、年少射撃資格認定申請手数料、年少射撃資格認定証書換え手数料、年少射撃資格認定証再交付手数料、年少射撃資格講習手数料、クロスボウ射撃練習資格認定申請手数料、古物営業許可申請手数料、古物営業許可証再交付手数料、古物営業許可証書換え手数料、古物競りあっせん業業務実施方法認定申請手数料、質屋営業許可申請手数料、質屋営業所移転許可申請手数料、質屋管理者新設等許可申請手数料、質屋営業許可証書換え手数料、質屋営業許可証再交付手数料、核燃料物質等運搬証明書交付手数料、核燃料物質等運搬証明書書換え手数料、核燃料物質等運搬証明書再交付手数料、確認事務委託対象法人登録申請手数料、確認事務委託対象法人登録更新申請手数料、駐車監視員資格者証交付申請手数料、駐車監視員資格者講習手数料、駐車監視員資格者認定申請手数料、駐車監視員資格者証書換え交付手数料、駐車監視員資格者証再交付手数料、特定自動運行許可申請手数料、特定自動運行計画変更許可申請手数料、運転経歴証明書交付手数料、運転者特定任意講習手数料、認知機能検査員講習手数料、警備業認定申請手数料、警備業認定有効期間更新申請手数料、警備員指導教育責任者資格者証交付申請手数料、警備員指導教育責任者講習手数料、警備員指導教育責任者資格者証書換え手数料、警備員指導教育責任者資格者証再交付手数料、現任警備員指導教育責任者講習手数料、機械警備業務管理者資格者証交付申請手数料、機械警備業務管理者講習手数料、機械警備業務管理者資格者証書換え手数料、機械警備業務管理者資格者証再交付手数料及び自動車運転代行業認定申請手数料

山形県立学校施設使用料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

次の表の左欄に掲げる山形県立学校の施設を使用させる場合における使用料の額は、議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）第10条の規定にかかわらず、同表の右欄に定めるところによる。

区分	使用料の額
体育館	330平方メートル 950円
	ル未満
柔剣道場	330平方メートル以上 1,920円
講堂	660平方メートル 未満
会議室	660平方メートル以上 3,860円
	990平方メートル 未満
	990平方メートル以上 5,800円
教室	1室 340円
弓道場	950円
相撲場	
屋外運動場	グラウンド 1,920円
	テニスコート 1面 590円
プール	1,920円
宿泊施設	宿泊を伴わない場合 1室 340円
	宿泊を伴う場合 700円

備考 1～3 -略-

次の表の左欄に掲げる山形県立学校の施設を使用させる場合における使用料の額は、議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）第10条の規定にかかわらず、同表の右欄に定めるところによる。

区分	使用料の額
体育館	330平方メートル 990円
	ル未満
柔剣道場	330平方メートル以上 2,000円
講堂	660平方メートル 未満
会議室	660平方メートル以上 4,030円
	990平方メートル 未満
	990平方メートル以上 6,060円
教室	1室 350円
弓道場	990円
相撲場	
屋外運動場	グラウンド 2,000円
	テニスコート 1面 610円
プール	2,000円
宿泊施設	宿泊を伴わない場合 1室 350円
	宿泊を伴う場合 730円

備考 1～3 -略-

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行									改 正 案											
別表									別表											
区 分	教 員	養 護 教 員	栄 養 教 諭	寄 宿 舎 指 導 員	実 習 助 手	事 務 職 員	技 術 職 員	そ の 他 の 職 員	計	区 分	教 員	養 護 教 員	栄 養 教 諭	寄 宿 舎 指 導 員	実 習 助 手	事 務 職 員	技 術 職 員	そ の 他 の 職 員	計	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
市 町 村 立 学 校	5,568	321	63			342		10	6,304	市 町 村 立 学 校	5,605	319	64			344		10	6,342	
県 立 中 学 校	17	1				1		1	20	県 立 中 学 校	24	2				2		3	31	
県 立 特 別 支 援 学 校	807	26		69	24	50		65	1,041	県 立 特 別 支 援 学 校	823	26		69	24	50		65	1,057	
県 立 高 等 学 校	1,742	53			146	153	14	113	2,221	県 立 高 等 学 校	1,697	53			143	150	14	111	2,168	

山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対応表

現 行	改正案
第 1 条～第 6 条 一略一	第 1 条～第 6 条 一略一 <u>（教育職員の業務量の適切な管理等）</u> 第 7 条 <u>教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 7 条に規定する指針に基づき、教育職員の服務を監督する教育委員会の定めるところにより行うものとする。</u>

県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する
 条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(補償の範囲、金額、支給方法等)</p> <p><u>第 2 条</u> 一略一</p> <p>(通知)</p> <p><u>第 3 条</u> 学校医等の災害が公務上のものであるときは、<u>県教育委員会</u>は、法第 3 条に規定する補償を受けるべき者に対して、その者が法によつて権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。</p> <p>(報告、出頭等)</p> <p><u>第 4 条</u> <u>県教育委員会</u>は、補償の実施のため必要があると認めるときは、補償を受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告させ、文書を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第 5 条</u> この条例の実施に関し必要な事項は、<u>県教育委員会</u>が定める。</p>	<p>(<u>実施機関</u>)</p> <p><u>第 2 条</u> <u>補償を実施する機関</u>は、<u>県立の大学の学校医等</u>に関しては知事、<u>大学以外の県立の学校の学校医等</u>に関しては<u>県教育委員会</u>とする。</p> <p>(補償の範囲、金額、支給方法等)</p> <p><u>第 3 条</u> 一略一</p> <p>(通知)</p> <p><u>第 4 条</u> 学校医等の災害が公務上のものであるときは、<u>補償を実施する機関</u>は、法第 3 条に規定する補償を受けるべき者に対して、その者が法によつて権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。</p> <p>(報告、出頭等)</p> <p><u>第 5 条</u> <u>補償を実施する機関</u>は、補償の実施のため必要があると認めるときは、補償を受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告させ、文書を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第 6 条</u> この条例の実施に関し必要な事項は、<u>知事又は県教育委員会</u>が定める。</p>